

掛川市告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和7年3月31日から2週間、掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

掛川市長 久保田 崇

別紙路線表のとおり